

男女共同参画基本計画等に関する施策の評価等について

●（分野名）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（施策名）(1)ア女性国家公務員の採用・登用等の促進

●（プログラム名）女性の参画加速プログラム（施策名）2(3) 公務員

1 主な施策の取組状況及び評価

- 採用については、平成 16 年 4 月の各省庁人事担当課長会議申し合わせにおいて、平成 22 年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員 I 種試験の事務系区分試験（行政、法律、経済）については 30%程度、その他の試験については、I 種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高める旨の目標を設定し、取組を進めている。
- 登用については、「女性の参画加速プログラム」（平成 20 年 4 月男女共同参画推進本部決定）において、政府全体における女性職員の登用に関し、「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成 22 年度末までに少なくとも 5%程度とする」との目標を定めるとともに、各府省においても、「女性職員の採用・登用拡大計画」等を改定し、具体的な目標値を設定し、取組を進めている。
- 以上のような取組の結果、国家公務員における女性の採用は着実に増加しており、平成 21 年度採用内定者（平成 20 年 10 月現在）に占める女性の割合は 3 割を超えている。
- 本省課室長相当職に占める女性の割合は低い状況であるが、本省補佐級・係長級に占める女性の割合は着実に増加しており、課室長相当職についても、今後増加が見込まれるところ。

2 今後の方向性、検討課題等

- 採用・登用に関する新たな目標の設定について、検討する必要がある。
- メンターの普及等の女性の能力発揮支援に加え、超勤縮減等のワーク・ライフ・バランスの推進についても一層取組を進めていく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

- I 種試験の事務系区分試験（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合

| | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 割合(%) | 21.5 | 22.4 | 25.1 | 24.2 |

出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」

- 本省課室長相当職に占める女性の割合

| | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 割合(%) | 1.6 | 1.7 | 1.9 |

出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」

様式 2

○ 各府省における女性職員の採用・登用拡大計画等の改定状況

| 府省名 | 制定年月 | 目標値及びその対象範囲 |
|-------|---------|--|
| 人事院 | H20年10月 | 準課長級以上の幹部級職員に占める女性の割合を、平成20年4月現在の割合(3.7%)より、3%程度増加させることを目標とする。 |
| 内閣官房 | H20年8月 | 本省課室長相当職以上に占める女性の割合を5%程度まで増加させる。 |
| 内閣府 | H20年7月 | 本府省課室長相当職以上に占める女性の割合を平成22年度末に、平成18年1月現在の割合(4.0%)より3%程度増加させることを目標とする。 |
| 警察庁 | H21年3月 | 課室長相当職以上に占める女性の割合が3%程度になるよう努める旨の目標を設定するとともに、同計画に基づき、女性職員の管理職への登用を推進。 |
| 金融庁 | H20年10月 | 「女性の参画加速プログラム」にある「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より3%程度増加する」を踏まえ、更に拡大するよう努める。 |
| 総務省 | H20年9月 | 本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より3%程度増加させることを目標とし、計画的、段階的に女性職員の登用拡大を進めることとする。 |
| 法務省 | H20年12月 | 幹部職員への登用条件である研修受講者数に占める女性の割合の目標値を省内各組織単位で設定し(民事25%、検察15%、矯正15%、保護20%、入国管理25%)、女性職員の登用拡大を促進している(目標値は、平成22年度までに達成することとしている。) |
| 外務省 | H21年2月 | 本省課室長相当職以上に占める女性の割合について、平成22年度末に5%程度となることを目標に、今後とも管理職として占める女性の割合に留意する。 |
| 財務省 | H20年12月 | 「女性の参画加速プログラム」における「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加する」との取組内容等を踏まえ、更に拡大するよう努める |
| 文部科学省 | H20年12月 | 本省課室長相当職以上に占める女性の割合を平成18年1月現在の割合より3%程度増加させることを目標とする。 |
| 厚生労働省 | H20年12月 | 平成21年度中に本省課室長相当職以上に占める女性割合が「6%程度」に達するよう努め、最終的には「8.3%程度」まで増やすよう努める。 |
| 農林水産省 | H20年12月 | 「女性の参画加速プログラム」における「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加する」を踏まえ、更に拡大するよう努める。 |
| 経済産業省 | H21年6月 | 本省課室長相当職に占める女性の割合を、将来的に平成18年1月現在の割合(1.3%)より、3%程度増加させる。 |
| 国土交通省 | 未定 | 未定 |
| 環境省 | H20年10月 | 本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より3%程度増加させる。 |
| 防衛省 | H20年9月 | 「女性の参画加速プログラム」にある「本省課室長以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加する」を踏まえ、更に拡大するよう努める。 |

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

●（分野名）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（施策名）(2)ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請

●（プログラム名）女性の参画加速プログラム（施策名）2(3) 公務員

1 主な施策の取組状況及び評価

- 内閣府において、「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況調査」を実施し、都道府県・政令指定都市、市町村の職員における女性登用比率を毎年調査、公表している。
- 内閣府より、都道府県知事・政令市あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請した（平成 18 年 9 月）。
- 男女共同参画行政担当ブロック会議で、市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請した。
- 宣言都市奨励事業の採択の際に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、積極的に取り組むよう、要請した。
- 以上のような取組の結果、地方公共団体における採用試験合格者に占める女性の割合は比較的高い水準でほぼ横ばいを維持、管理職に占める割合は着実に増加しており、取組は成果を挙げている。

2 今後の方向性、検討課題等

- 今後とも、継続的に地方公共団体における採用・登用についての調査を行うとともに、継続的な要請の実施や、好事例の紹介等により、更なる取組の支援を行っていく。

3 参考データ、関連政策評価等

- 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移

（％）

| | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 都道府県 | 20.8 | 22.3 | 24.6 |
| 市区 | 51.3 | 48.5 | 48.2 |

出所)総務省調べ

- 地方公務員管理職に占める女性割合の推移

（％）

| | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 都道府県 | 4.8 | 5.0 | 5.1 | 5.4 |
| 政令指定都市 | 6.6 | 6.9 | 7.7 | 8.2 |
| 市区 | 7.6 | 7.9 | 8.7 | 8.9 |
| 町村 | 8.5 | 8.1 | 8.3 | 8.5 |

出所)内閣府調べ

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (施策名) (2)ア 地方公共団体への情報提供等
 ● (プログラム名) 女性の参画加速プログラム (施策名) 2(3) 公務員

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|-------------------|-------|------------------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|-------------------|--------|-------|-----------|-----------|-------|------------------|-----------|-------|------------------|
| 1 | <p>主な施策の取組状況及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 14 年度から、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施している。これらの研修は、地方公共団体の新任職員、管理職職員に対して、基礎研修、政策研修をそれぞれ開催し、受講者に適した内容で研修を行うものである。全国各地域の職員が一同に会し、国の施策に対する説明、情報提供等の機会を設けることによって、共通した理解を深め、担当者間相互の連携が促進されることを目的とする。会議後に実施したアンケートでは出席者から肯定的評価を得ている。また、基礎研修については研修内容を講義録にまとめ、出席者及び各都道府県・政令指定都市に配布している。 ○ 内閣府において、地方公務員における女性の採用・登用等に関する事例集を作成した（平成 21 年）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | <p>今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修内容を検討し、地方公共団体における男女共同参画行政の推進に資する。 ○ 地方公共団体の主体的な取組が進むよう、情報収集・提供を行い必要な支援を検討する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <p>参考データ、関連政策評価等</p> <p>男女共同参画行政担当ブロック会議の平成 20 年度開催実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">北海道・東北ブロック</td> <td style="width: 20%;">秋 田 県</td> <td style="width: 40%;">10月27日（月）、28日（火）</td> </tr> <tr> <td>関東甲信越ブロック</td> <td>山 梨 県</td> <td>8 月22日（金）</td> </tr> <tr> <td>東海・北陸ブロック</td> <td>福 井 県</td> <td>9 月 4 日（木）、5 日（金）</td> </tr> <tr> <td>近畿ブロック</td> <td>京 都 府</td> <td>11月11日（火）</td> </tr> <tr> <td>中国・四国ブロック</td> <td>愛 媛 県</td> <td>8 月28日（木）、29日（金）</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄ブロック</td> <td>大 分 県</td> <td>10月16日（木）、17日（金）</td> </tr> </table> | 北海道・東北ブロック | 秋 田 県 | 10月27日（月）、28日（火） | 関東甲信越ブロック | 山 梨 県 | 8 月22日（金） | 東海・北陸ブロック | 福 井 県 | 9 月 4 日（木）、5 日（金） | 近畿ブロック | 京 都 府 | 11月11日（火） | 中国・四国ブロック | 愛 媛 県 | 8 月28日（木）、29日（金） | 九州・沖縄ブロック | 大 分 県 | 10月16日（木）、17日（金） |
| 北海道・東北ブロック | 秋 田 県 | 10月27日（月）、28日（火） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東甲信越ブロック | 山 梨 県 | 8 月22日（金） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東海・北陸ブロック | 福 井 県 | 9 月 4 日（木）、5 日（金） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近畿ブロック | 京 都 府 | 11月11日（火） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国・四国ブロック | 愛 媛 県 | 8 月28日（木）、29日（金） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 九州・沖縄ブロック | 大 分 県 | 10月16日（木）、17日（金） | | | | | | | | | | | | | | | | | |